

令和3年11月24日

玉城町議会議長
風口 尚 様

総務産業常任委員会
委員長 山路 善己



喫煙場所設置の要望について

表題の件につきまして、令和3年11月18日開催の総務産業常任委員会協議会において庁舎内の喫煙について協議しました。玉城町は「玉城町公共施設等における受動喫煙対策基本方針」が制定されており、役場庁舎並びに敷地内で喫煙してはならない、と定められています。

しかしながら、健康増進法第28条13では受動喫煙の防止のための必要な措置を取れば例外的に「特定屋外喫煙場所」として喫煙は認められています。職員のみならず来訪者も含め喫煙者にとって嗜好品の摂取を全面的に禁止することは、厳しい措置ではないかと、思われます。

ゆえに第一種施設である行政機関の喫煙に関する健康増進法第28条13に照らし合わせ喫煙場所を構築すれば、非喫煙者に迷惑をかけることなく喫煙可能です。

決して喫煙を推奨するものではありませんが、喫煙者が心置きなく喫煙できる職場環境の整備は必要なことではないでしょうか。よって、受動喫煙の防止のための必要な措置に基づいた施設の設置と、喫煙可能な環境づくりを切望いたします。

以 上

「喫煙場所設置の要望について」を山路総務産業常任委員会委員長から風口議長へ提出しました。



令和3年12月2日 玉城町議会議長室にて
(左から 風口 尚議長、山路善己総務産業常任委員会委員長)